

県への要望事項（H25春季）一覧

要 望 事 項	
1	防災センターの設置について
2	栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の改廃について
3	再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域の拡充について
4	ドクターカーの運営に対する補助金の拡充について
5	社会福祉施設等施設整備費(国庫)の県負担分の予算措置(充足)について
6	児童福祉施設整備への支援事業について
7	こども医療費助成制度の見直しについて
8	農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進について
9	農業経営基盤強化資金の利子助成支援制度の拡充について
10	公設地方卸売市場の施設修繕について
11	生活交通の確保に向けた支援制度の拡充について
12	特別支援教育に係る支援体制の充実について
13	共同調理場に配置される栄養教諭・学校栄養職員の配置基準数の改善について
14	スクールカウンセラーの全中学校への配置について

防災センターの設置について

県内の市町における地域防災計画は、東日本大震災の教訓や昨年発生した竜巻被害による新たな課題を踏まえた国の防災基本計画の修正、並びに福島第一原子力発電所の事故の影響による原子力災害対策編を新設とした県の地域防災計画の修正に伴い、国と県の計画との整合性を図り改訂を行うこととしております。

市町が地域防災計画を見直す上で重要な事項の一つとして、災害予防における住民の防災意識の高揚があり、普段からの備えはもとより、災害発生時における迅速かつ自主的な避難方法等の知識の普及や学校教育を通じた防災教育等が必要不可欠となっております。

県中央にある栃木県防災館は、風水害、地震等の災害疑似体験をすることができ、多くの住民への自主防災思想の普及・徹底を図るためには有効な施設であります。

つきましては、防災教育を積極的に行う一助として、栃木県防災館と同等の施設を県北地域においても検討・整備されるよう要望いたします。

栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の改廃について

県北地域では立地条件の良さ等から、県内で稼働している安定型最終処分場や中間処理施設の大半が県北地域に設置されており、今後も設置認可申請がなされることが予想されております。

こうした中、地域住民からは環境汚染（地下水、ダイオキシンなど）を懸念する声が強まっておりますが、市町には立地条件（密集地）により設置を規制する権限がなく、対応に苦慮しているところであります。

こうしたことから、県の環境影響評価制度に期待するところではありますが、県環境影響評価条例においては、事業が大きく、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業を対象としており、小規模の施設は対象とされておりません。しかしながら、小規模施設でも狭いエリアに集中すれば大規模の施設と同規格となり、規模の大小に拘らず周辺環境の保全に適正に配慮することが必要であります。

環境汚染に対する地域住民の不安を払しょくし、安心・安全な住環境を提供することは市町の責務であり、そのためにも施設の規模に拘らず環境への影響が極力低減されていることを確認・周知することが肝要であります。

つきましては、県環境影響評価条例の適用条件について、次のとおり要望いたします。

記

- 1 産業廃棄物処理施設が環境に与える影響には適正な配慮が必要であり、環境影響評価の重要性は高いと考えられることから、廃棄物最終処分場の適用条件を撤廃すること。
- 2 焼却施設については、施設全体の処理能力が、ダイオキシン類対策特別措置法において最も厳しい基準が適用される 1 時間あたり 4 t 以上の施設を対象とすること。

再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域の拡充について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」で定められた「特定被災区域」の条件は、災害救助法の適用市町村（帰宅困難者対応を除く）又は被災者生活再建支援法の適用市町村（全壊世帯数が0のものを除く）であることとされております。

栃木県内でも、特定被災区域に指定されている自治体とそうでない自治体が混在しておりますが、特定被災区域に隣接する自治体でも被害が多数出ているのが現状であります。

全壊世帯数が無かった市町は特定被災区域に指定されませんでした。半壊・一部損壊の被害が多数報告されており、中小企業も厳しい状況に置かれていることから、各種の財政援助制度の必要性は高いと考えております。

緊急性の高い特定被災区域への支援は重要ですが、今後はこうした支援制度の対象地域をその周辺の地域にも拡充していただき、栃木県内のすべての中小企業が支援制度を受けられるよう国（経済産業省資源エネルギー庁）に対する働きかけを要望いたします。

ドクターカーの運営に対する補助金の拡充について

現在、県北地域の4市町を含めた茨城、福島の3県にまたがる「八溝山周辺地域定住自立圏」の形成に向けた取組みを進めているところであります。

その中で、圏域に跨る救急医療体制の確立は、圏域住民の健康で安心な生活を支えるために、優先的に取り組まなければならない喫緊の課題であり、那須赤十字病院を中核とした、小児救急の受入れやドクターヘリ、ドクターカーを利用した医療システムの連携、休日・夜間の一次・二次救急の受入れの連携などを模索しているところであります。

その検討において、重症・重篤患者の搬送や治療を受ける時間の短縮など、ドクターカーに求められる役割は益々重要となっております。

しかしながら、ドクターカーの運用は平日の昼間だけであり、24時間、365日の運営が望まれますが、運営経費の負担が課題となっております。

つきましては、県北地域、ひいては定住自立圏域の常時救急医療体制の構築のため、ドクターカーの24時間、365日の運営に対する救急医療施設運営費補助金の拡充を要望いたします。

社会福祉施設等施設整備費（国庫）の県負担分の予算措置（充足）について

国においては、社会福祉施設等施設整備補助制度により障害福祉サービス事業所をはじめとする障害福祉関係施設の整備を支援しておりますが、当補助事業の補助者は都道府県となっており、県の財政措置が不可欠であります。

社会福祉施設等施設整備補助金における障害福祉関係施設の対象施設は、障害者自立支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業となっておりますが、現在、県が予算措置しているのは、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設（入所施設）を対象としたものであり、生活介護や就労移行支援などを行う施設（通所施設）は対象とされておられません。

日常生活や社会参加など、障害者の自立支援に不可欠なサービスを提供する障害者施設の充足が求められる中で、新たな施設の設置をはじめ、老朽化などから建て替えを必要とする施設が多数あり、財政支援を必要としております。

つきましては、こうした状況を勘案いただき、社会福祉施設等施設整備補助制度を有効に活用できるよう、通所施設も補助対象とされるところに、必要な予算措置をされるよう要望いたします。

児童福祉施設整備への支援事業について

平成20年から実施されております安心こども基金事業については、実施期間が平成25年度まで延長されたところであります。

これまで、基金事業を活用し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行ってきましたが、地域の実情に応じた子育てサービスのニーズは高く、保育所をはじめとする児童福祉施設においては、老朽化の問題などから引き続き施設整備が必要とされている現状であります。

さらに、全国的に公立保育所の民営化が進んでいる中、施設の設置主体については、現在、社会福祉法人から、社会福祉法人以外の者まで拡大が図られておりますが、整備対象施設の設置主体については、従来どおりであります。

つきましては、地域実情に応じた子育て支援施策の充実を図る観点から、平成26年度以降の栃木県安心こども特別対策事業（保育所緊急整備事業）の継続を要望するとともに、民営化の推進にあたり、整備対象施設の設置主体のうち、学校法人に係る限定条件については除外されるよう国に対する働きかけを要望いたします。

こども医療費助成制度の見直しについて

こども医療費助成制度につきましては、子どもに係る疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援を目的に、現在、小学校6年生までを助成対象として、3歳未満は現物給付、3歳以上は償還払いにより実施されておりますが、保護者から、経済的負担及び申請手続の負担の軽減等さらなるサービスの向上を求める声があります。

このようなことから、市においては、独自の取組により助成対象年齢や現物給付の対象年齢の拡大を図っているところではありますが、助成対象年齢を拡大した場合は全額市の負担になり、現物給付の対象年齢を拡大した場合は医療費助成の補助率1/2が1/4に引き下げられることから、当該市においては多額の財政負担を余儀なくされることとなります。

つきましては、子育て支援の観点から、助成対象年齢及び現物給付の対象年齢の拡大、また、現物給付における医療費助成の補助率1/2の維持について、早急に検討されるよう強く要望いたします。

また、子どもの医療費無料化制度の創設及び現物給付に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止について、国に対し強く働きかけるよう併せて要望いたします。

農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農業農村の有する多面的機能の維持保全、国際化への対応などが求められています。これらの課題に適確に対応していくためには、農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が不可欠であります。

1つとして、圃場整備事業につきましては、農地利用集積や経営規模拡大等を通じて担い手の育成に大きく貢献するとともに、耕作放棄地の発生防止にも効果的な事業であり、積極的な事業の推進を図る必要があります。

2つとして、水利施設ストックマネジメント事業等の土地改良施設維持管理事業につきましては、これまでに整備された膨大な水利施設については、今後の10年間でその約7割が耐用年数に達し、その維持保全が課題となってくる状況から、この事業を計画的に推進していかなければなりません。

3つとして、生活排水処理施設、農道などの環境整備事業につきましても、都市部に比べて大幅に遅れている現状にありますので、事業の推進が必要となっております。

4つとして、農地・水保全管理支払交付金事業については、地域ぐるみの共同活動により、これまでの農業用排水施設の保全管理等の取組と併せて、水路、農道、ため池等の補修・更新等、施設の長寿命化を推進することが不可欠であります。

つきましては、農政の課題克服のため、上記4事業を含め、農業農村整備事業の積極的な推進を要望いたします。

農業経営基盤強化資金の利子助成支援制度の拡充について

農産物価格の低迷や農業後継者の不足により、農業経営基盤が揺らいでいる厳しい中であっても、設備投資を行い、農業経営を拡大しようとする攻めの農業者への支援が必要であります。

しかしながら、人・農地プランに位置付けられた中心経営体に対する農業経営基盤強化資金の国による金利負担軽減措置(実質無利子化)は、貸付当初5年間に限定されております。

つきましては、意欲ある農業担い手への支援は、農業経営基盤の強化、食料自給率の向上にも寄与するものであり、充実させることが必要であることから、償還終了までの実質無利子化期間の延長と実質無利子化制度の確立(恒久化)について、国に対し働きかけるよう要望いたします。

公設地方卸売市場の施設修繕について

公設市場を取り巻く環境は、生産者と量販店との契約栽培又は、消費者との直接販売等の市場外取引の増加、外食中食志向の向上による生鮮品購入の減少等により全国的に厳しい状況にあります。

また、長引く景気低迷や、平成23年3月11日に起きた東日本大震災以降の風評被害等により市場の売り上げは毎年下がっている状況であり、県内6ヶ所の公設地方卸売市場においても市場使用料を減免せざるを得ない状況であります。

このような中で、設立後40年近く経つこれらの市場においては、老朽化に対応するために早急な整備が必要であります。

これらの修繕を行い市場機能の改善を図り、安心・安全な農産物を提供し市民の生活環境を維持するため、施設修繕に対する支援を要望いたします。

生活交通の確保に向けた支援制度の拡充について

地域の公共交通は、高齢者や子ども、マイカーを利用できない方々の通勤・通学、通院、買い物等の日常生活を支える重要な交通手段となっております。

そのため、市町では、交通事業者などと連携を図りながら鉄道やバス、タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークの構築に取り組んでいるところであり、赤字バス路線に対しまして、国や県との協調補助や独自の支援策を講じることで、その維持・存続に努めるとともに、喫緊の課題である地域内の公共交通の確保につきましては、バスやタクシーを活用したデマンド型交通やコミュニティバスの導入を積極的に推進し、公共交通空白地域の解消に取り組んでいるところであります。

このような中、県におかれましては、バス交通に対する国の補助制度の見直しに伴い、「栃木県バス運行対策費補助金」を改正し、複数市町にまたがる幹線的な系統への支援内容を示されたところでありますが、今後さらに、地域内交通が接続する幹線的な系統への継続的な支援や、鉄道駅等の交通結節点の機能強化、広域路線に対する利用促進策の実施、市町間の調整など、広域的な公共交通ネットワークの維持確保に向けて、主導的な役割を果たされるよう要望いたします。

また、デマンド型タクシーなどの新たな公共交通は、マイ・バス意識を醸成し、持続可能かつ効率的な運行を行うことが重要であることから、地域住民等が主体となった運行方式に対しても、国と同様に支援を検討されるよう要望いたします。

さらに、平成25年度までの措置とされております「市町村生活交通路線運行費補助金」は、生活交通路線の維持・充実に必要不可欠であることから、平成26年度以降も継続されるよう要望いたします。

特別支援教育に係る支援体制の充実について

特別支援学級に在籍する児童生徒をはじめ、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている発達障がい等の障がいのある児童生徒など、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加傾向にあります。

これら児童生徒に適切に対応するには、個々の児童生徒の状況等に応じたきめ細やかな指導・支援を充実させる必要がありますが、教職員の多忙化や指導の複雑化等により、現在の教職員体制では、その対応が困難となる事態も生じております。

つきましては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する適切な支援を行うため、下記事項について、格別のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準を、中学校と同等の「学級数プラス1人」に引き上げること。
- 2 特別支援学級への教員の加配や通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 小中学校非常勤講師配置事業の配置人員の増員を図ること。
- 4 特別支援学級の担任となる人材の更なる確保とその指導力の向上を図るため、小中学校の教員採用時に特別支援学級担任枠（特別支援学校教員免許取得者対象）を設けること。
- 5 特別支援学級の学級編制基準の引下げについて国に対し働きかけること。

共同調理場に配置される栄養教諭・学校栄養職員の配置 基準数の改善について

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、共同調理場への栄養教諭・学校栄養職員（以下「栄養教諭等」）の標準配置数を、学校給食実施対象児童・生徒数「1,500人以下は1人」、「1,501人以上6,000人までは2人」、「6,001人以上は3人」としております。

しかしながら本県の基準は、「2,000人以下は1人」、「2,001人以上は2人」としており、法律に比べ栄養教諭等の標準配置数が少ない状況にあります。

食育の重要性が叫ばれているなかで、栄養教諭等の職務は、「食」に関する指導や栄養管理、家庭や地域との連絡・調整、食物アレルギーや肥満等「食」に関するさまざまな課題をもった児童・生徒への対応等、多岐に渡り、内容も増大しております。また、この傾向は今後ますます加速していくと考えられます。

このため、次代を担う児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供し、「食」に関する確かな知識を深め、健全な食生活を営むことができる能力を育むため、栄養教諭等の配置基準数を法律と同等になるよう改善することを要望いたします。

スクールカウンセラーの全中学校への配置について

スクールカウンセラーの業務は、児童生徒は勿論のこと、保護者や教職員に対する相談・助言、校内会議への参加、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、多岐にわたっており、その役割・意義は益々重要になっております。

国においては、「いじめ対策等総合推進事業」(平成25年度国会提出予定)において、スクールカウンセラー等の全公立中学校配置の取組を示しております。

こうした中、県においては、8学級以上の中学校に毎年4名の配置増を続け、平成25年度には全て中学校への配置が整うとしており、併せて、8学級以下の小規模中学校にはスーパーバイザーを派遣し、全校に対応できるように体制づくりを進めるとしております。

しかしながら、スクールカウンセラーの1校あたりの勤務時間が週4～8時間と短いことや、曜日が限定されていることから児童生徒や保護者の相談希望・要請に対応できないこと、小規模中学校にはスクールカウンセラーが配置されていないことなどの状況から、各市独自でスクールカウンセラーを配置し、対応しているところであります。

つきましては、小規模中学校を含む全公立中学校へのスクールカウンセラーの早期配置を促進するとともに、地域や児童生徒の実態に応じたスクールカウンセラーの配置及び時間数の拡大を図られるよう要望いたします。